国際法務

「反越境腐敗法」の成立と施行
中国版FCPAの登場と日本企業に求められるコンプライアンス対応



弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士　松本 亮
PROFILE

2026年11月6日、中国では「中华人民共和国反跨境腐败法（反越境腐敗法）」が成立し、同日施行されました。

本法は、海外逃亡した腐敗官僚の追跡、資産の回収等を規定した法律になりますが、中国企業のみならず、中国で事業を展開する外資系企業にも大きな影響を及ぼす可能性があります。

そこで本稿では、本法の概要と日本企業への影響について解説します。

1　法律の概要

中国政府は、従来から、海外逃亡した腐敗官僚の追跡、腐敗資産の回収を進めてきました。今回の法律は、こうした活動に明確な法律上の根拠と組織的な執行体制を与えるものになります。

本法は、全6章47条から成り、その目的は「国境を越えた腐敗行為の防止と処罰のために、腐敗防止の国際協力を深化させ、国家主権、安全、発展の利益を保全する、公正かつ合理的な腐敗対策グローバルガバナンスシステムの構築を推進」（第1条）とされています。

「越境腐敗」として対象となる行為は第2条に定められています。

① 中国企業・中国人による外国公務員への贈賄
② 外国企業・外国人による中国公務員への贈賄
③ 中国企業等による国外での横領、贈収賄、職権濫用、利益供与などの職務犯罪
④ 行為の全部又は一部が海外で行われ、結果の全部又は一部が中国で発生する類似の腐敗行為
⑤ 腐敗資産の海外移転や海外逃亡

特に、中国企業による外国公務員への贈賄を明示的に規制した点は、米国のForeign Corrupt Practices Act（FCPA）や英国Bribery Actを意識した立法と見ることができると思われます。従来も中国では刑法等による処罰が可能でしたが、本法は反越境腐敗を独立した法体系として整理し、予防・摘発・コンプライアンスを一体化した法律として位置付けられています。

2　中国政府の執行体制

本法第2章では、第7条から第13条にかけて、本法の執行体制が規定されています。

具体的には、国家監察委員会を中心として、以下のような複数の政府機関が連携して執行するとされています。

機関	主な役割
国家監察委員会	全体統括、重大案件の調査・調整
公安部門	犯罪捜査、逃亡者の追跡
検察機関	刑事訴追
裁判機関	裁判・司法判断
商務部	海外事業・産業分野の監督
金融・反洗銭当局	越境資金移動の監視
外交部門	国際協力・外交ルートによる対応
国家インターネット情報弁公室	データ・ネットワーク関連の協力

3　企業コンプライアンス義務

本法の第4章では「廉潔合規（クリーン・コンプライアンス）」について規定されています。 本法における最も注目すべき点であり、特に企業に対して以下の義務が明確に規定されました。

（1）コンプライアンス体制の構築（第29条）

企業は腐敗防止のための内部管理制度を整備し、経営判断から実行、監督に至る全過程にコンプライアンス管理を組み込まなければなりません。

（2）リスク評価（第31条）

企業は越境事業に関する腐敗リスクを識別・評価し、内部通報制度を整備しなければなりません。

（3）第三者管理（第33条）

代理店、コンサルタント、紹介業者等の第三者についてデューデリジェンスを実施し、監督管理を行うことが義務付けられています。近年のFCPAやUK Bribery Actの執行事例でも、不正の多くは代理店や販売パートナーを経由して発生しており、中国当局も同様の問題意識を持っていることがうかがえます。

（4）会計・記録管理（第32条）

会計帳簿や財務資料の真正性・完全性が要求されており、会計処理を利用した贈賄隠蔽を禁止しています。

（5）教育・研修（第34条）

従業員への継続的なコンプライアンス教育も法定義務として位置付けられました。

4　法律責任

企業が以下のような腐敗行為を行った場合には、刑事責任・行政責任・民事責任が追及されます。

条文	主な内容
第35条	刑法上の犯罪に該当する場合、刑事責任を追及
第36条	行政管理秩序違反に対する行政処分。企業の責任者等も対象
第38条	財産損失等を発生させた場合の民事責任
第39条	違反企業・個人の信用記録への登録
第40条	違法所得・収益の没収、追徴、返還命令
第42条	再犯、重大な損害、告発者への報復等について加重処分
第43条	自首、調査協力、損害回復等による軽減措置
第44条	証拠隠滅、調査妨害等への処分
第45条	企業が廉潔コンプライアンス義務を履行しない場合の処分

特に実務上注目すべきなのは、コンプライアンス体制自体に対する制裁です。本法第45条は、企業が法定のコンプライアンス義務を履行しない場合、

- 是正命令
- 関連事業の停止
- 営業停止
- 許認可の取消し

を行うことができると定めています。

つまり、不正行為の発生そのものだけでなく、「適切なコンプライアンス体制を整備していないこと」自体が法的リスクとなる点に注意が必要です。

5　外国当局による調査との衝突リスク

本法でもう一つ重要なのは、中国の反制・阻断措置に関する規定です。

外国が反腐敗法の域外適用によって中国の主権や利益を害する場合、中国は「反外国制裁法」等に基づき対抗措置を取ることができると規定しています（第6条）。

さらに、中国当局の承認なく、①外国機関による中国国内での調査、②中国国内の企業・個人による証拠提出、③データ提供その他の協力を行うことを禁止しています。

これは米国FCPA調査や海外当局による内部調査対応との関係で、データ越境移転規制や国家秘密規制と同様に重要な論点となると思われます。今後、日本企業が米国・欧州当局から調査協力を求められた場合、中国法との抵触リスクを慎重に検討する必要が生じることになります。

6　日本企業が気を付けるべき点

まず気をつけなければならないのは、本法は中国企業のみを対象とするものではないということです。

「越境事業を行う企業」には、①中国国内企業の海外子会社・支店、②海外投資を行う中国企業、③中国国内に設立された外国企業の子会社・支店が含まれると明記されています。したがって、中国現地法人を有する日本企業も本法上の「越境事業を行う企業」に該当し得ます。

例えば、①中国子会社が海外で政府案件を受注する場合、②中国子会社が海外代理店を通じて販売活動を行う場合、③中国子会社が第三国へ投資する場合などは、本法が想定する場合に含まれると考えられます。したがって、本法に規定された腐敗行為を行うことのないよう注意するとともに、企業に求められるコンプライアンス義務を実施する必要があります。

したがって、特に日本企業の中国子会社については、①腐敗リスク評価の見直し、②第三者デューデリジェンスの強化、③内部通報制度の整備、④会計・文書管理体制の再点検、⑤コンプライアンス研修の実施が急務になると考えられます。

中国は、近年、データ３法、反外国制裁法、輸出管理法などを通じて域外的影響力を持つ法制度を整備してきました。本法もその流れに位置付けられ、今後の執行動向次第では、中国で事業展開する日本企業のコンプライアンス実務に大きな変化をもたらす可能性があると思われます。したがって、まずは自社グループの中国子会社が本法の対象となるかを確認し、上記のような取り組みを開始することが重要だと思われます。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ✉メールアドレス： info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。